

平成24年第1回定例会

斑鳩町議会会議録

平成24年3月7日

午前9時00分 開会

於 斑鳩町議会議場

1, 出席議員 (15名)

1番	宮崎和彦	2番	小林誠
3番	中川靖広	4番	吉野俊明
5番	伴吉晴	6番	紀良治
7番	嶋田善行	8番	小野隆雄
9番	中西和夫	10番	坂口徹
11番	飯高昭二	12番	辻善次
13番	里川宜志子	14番	木澤正男
15番	木田守彦		

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 藤原伸宏 係長 安藤容子

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	小城利重	副町長	池田善紀
教育長	清水建也	総務部長	西本喜一
総務課長	黒崎益範	企画財政課長	面卷昭男
税務課長	加藤恵三	住民生活部長	乾善亮
福祉課長	植村俊彦	国保医療課長	寺田良信
健康対策課長	西梶浩司	環境対策課長	栗本公生
住民課長	清水昭雄	都市建設部長	藤川岳志
建設課長	川端伸和	観光産業課長	清水修一
都市整備課長	井上貴至	会計管理者	野崎一也
教委総務課長	西川肇	生涯学習課長	佃田真規
上下水道部長	谷口裕司	上水道課長	清水孝悦

下水道課長 上田俊雄

1, 議事日程

日 程 1. 一般質問

1, 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

(午前 9時00分 開会)

○議長（嶋田善行君） おはようございます。

ただいまの出席議員は15名で全員出席であります。

これより、本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、昨日に続き一般質問であります。順序に従い質問をお受けいたします。

初めに11番、飯高議員の一般質問をお受けいたします。11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 皆さんおはようございます。これより通告書に基づきまして、一般質問をさせていただきます。どうかよろしく願い申し上げます。

1番目の自転車の走行環境整備についてでございます。

近年、通勤手段としての利用がふえるなど、自転車利用者が急増しております。それに伴いまして、夜間の無灯火運転や、また自転車乗車中の携帯電話利用などの原因によって自転車事故が相次いでおり、死傷者も後を断たない状況となっております。警察庁の調べによりますと、交通事故の総件数は、平成11年から10年間で、約0.87倍に減少しているにもかかわらず、一方では自転車対歩行者の事故は約3.7倍にふえております。また、自転車が歩行者にぶつかる事故は、ここ数年で3,000件近く起きております。これは10年前の1.5倍の水準になっています。現在、自転車にかかわる交通ルールについては、利用者の認識不足、または軽視により十分に守られているとは言えません。自転車利用増とそれが相まって近年の事故多発に結びついたと考えられます。このような中、警察庁においては、平成23年10月、自転車交通に関する総合対策を打ち出し、自転車は車両であるとの位置づけを明確にし、車道走行を促す対策に乗り出しました。しかし、現在の全国の車道の多くは、安心して自転車で走行できる環境が整備されているとは言えないのが実態であります。

今後、地域における自転車や歩行者の安全確保をする立場から、自転車の走行環境整備に関しての安全対策について、以上の要旨を踏まえまして、3点について質問します。

まず1点目、自転車事故の現状でございます。自転車による事故の現状と発生状況の情報については、まずはこの把握をしなければなりません。それについて、お伺いいたします。

○議長（嶋田善行君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） ただいまご質問いただきました自転車によります事故の現状と状況ということでございますけれども、平成23年度におきます自転車による事故についてでございますが、奈良県内の発生件数といたしましては878件と、前年と比較いたしまして77件、8.1%減で、死者数も4人と前年と比較いたしまして、1人、20%の減となっております。しかし、西和署管内の発生件数は79件と、前年と比較いたしまして10件、

14. 5%の増でございまして、斑鳩町内におけます発生件数といたしましては26件と、前年と比較して4件、18.2%の増となっております。なお、西和署管内及び斑鳩町におけます自転車による事故では、平成22年、23年いずれも死者はございませんでした。また、西和警察署では、自転車事故につきまして、類型別や年齢別等の、また発生場所等の情報の詳細までは整理がなされていないということでお伺いしております。今後、町といたしましても、できるだけ事故発生情報等を的確に把握できるように、西和警察署とも調整をしましてまいりたいと考えております。

○議長（嶋田善行君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 今の報告によりますと、私が先ほど冒頭に申しあげましたような状況、減る傾向になっているような感じがいたします。どのような状況で事故が発生しているのか、その把握がまずは必要でございます。また現時点では、詳細までは整理されていないようでございます。今後、自転車事故の状況を把握し、その原因を追及することにより、今後、事故防止につながると考えます。また、今後とも、その将来において、データの収集等をしていただいて、まずはこの確認は重要でございますので、よろしくお願いをいたします。

そこで、次の2点目でございます。自転車の安全走行における現状の取り組みについて。斑鳩町におきましては、交通安全母の会の皆さんが積極的に活動していただきまして、また一定の成果を収めていただいております。また交通安全教室も実施されております。しかしながら、先ほど申しあげました今般の事情により、自転車事故が増加する現状におきまして、当町において、この安全走行の現状の取り組みについて、お伺いをしたいと思います。

○議長（嶋田善行君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） 自転車の安全走行についての取り組みということで、先ほど質問者のご紹介いただきましたように、子どもや高齢者を対象といたしました、自転車の正しい乗り方の交通安全教室を開催しているところでございます。

まず、子どもを対象といたしましては、斑鳩町交通安全母の会が主体となりまして、西和警察署と連携いたしまして、小学校4年生の児童に自転車の正しい乗り方の教室といたしまして、模擬信号機、あるいは踏み切りを使用いたしました実体験をしていただくという交通安全教室を開催しております。また、高齢者の方々を対象といたしましては、財団法人奈良県交通安全協会西和支部協会斑鳩町分会、あるいは斑鳩町交通安全母の会と協力いたしまして、西和警察署の主催で、斑鳩町老人クラブを対象に、身体能力測定をはじめ、自転車を使用して運転開始時あるいは停車時の安全確認及び障害物があるときの安全確認、あるいはボ

ーリングのピンのスラローム運転、模擬一本足、停車スペース内のブレーキ操作など、自転車の走行訓練を実施をいたしまして、運転技術の向上に努めているところでございます。

なお、平成24年春の交通安全県民運動におけます運動の重点といたしまして、自転車の安全利用の推進が掲げられています。自転車は車両であることを認識させるとともに、車道及び歩道における正しい通行方法、交差点の安全確認、前照灯の点灯などの指導によります交通ルール、マナーの周知徹底を図るとされているところでございます。

以上でございます。

○議長（嶋田善行君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 今年度から、今ご報告ありましたように、奈良県におきましては、自転車の安全利用の推進がされるということでございます。当町も、この推進のもとでより実効性のある実質的な成果が上げられることを期待するわけでございます。また、その安全対策が今後必要でございます。

そこで、次に3点目の自転車の走行環境に関する安全対策でございます。

自転車事故はどのような状況で起こるか。また予想がつかない場合があります。しかしながら、少なくともその走行環境を改善することにより、安全の確保がされることから、交通安全のソフト、またハード面において、今後、自転車の走行環境に関しての安全対策をする必要があります。この点について、お伺いをいたします。

○議長（嶋田善行君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） 自転車の走行環境の改善ということの取り組みでございますが、交通事故から尊い人命を守るため、西和警察署をはじめ、奈良県交通安全協会西和支部協会斑鳩町分会や斑鳩町交通安全母の会などの関係機関と連携いたしまして、街頭指導や啓発活動を実施するとともに、幼児や高齢者を対象とした交通安全教室の開催などを通じまして、交通安全意識の高揚と交通事故の抑制に努めております。

また、カーブミラーなどの交通安全施設の新設や維持補修を行いまして、道路を利用していただくすべての人が安全で安心して通行できる交通環境の整備に努めているところでございます。今後におきましては、先ほど申しました自転車事故等の調査分析を西和警察署の協力を得ながら行いまして、そのデータを交通安全に関する対策といたしまして、ソフト面であります交通安全教室の取り組み方法、そしてハード面でございます道路整備や交通安全施設の充実に役立ててまいりたいと考えております。

○議長（嶋田善行君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 今後、交通安全に対するソフトとハード面において進めるというこ

とでございます。特にハード面におきましては、やはり、現状のカーブミラー、また交通安全施設など、また道路での白線が薄くなってわからない状況になっております。

まずは、これに対してはそれの随時補修をしていかなければならないし、もしくはこういう整備されてない状況にあって、自転車の事故が起こっていることであるならば、やはり早急にそういった対策を講じるということが、今後必要になってきますので、その辺についての現状の把握をすることが必要になってきますので、いかがでしょうか。

○議長（嶋田善行君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） 斑鳩町内のカーブミラーやあるいは白線の状況によっていろいろ事故につながったりということでのご質問でございますが、町内の町道を中心といたしました交通安全施設につきまして、道路パトロールや住民の皆様の通報及び通学路の安全点検などによります報告によりまして、整備補修を随時行っているところでございます。今後とも、自転車の安全走行等を考えた交通安全施設整備を進めるとともに、より安全な交通環境を維持していくためにも、交通安全施設の点検整備にやはり努力してまいりたいと考えております。

○議長（嶋田善行君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） そのようにお願いしたいんですけども、自転車走行環境の改善に関する対策が、これは警察だけではなく、自治体行政、また民間の力もお借りしながら進めていく必要があります。また今後、あらゆる角度から、この自転車事故のデータに基づいて総点検し、安全走行できる環境となるよう進めていただくよう、強く要望しておきたいと思っております。

では、2点目の、災害に強いまちづくりということで、皆さんご承知のように、昨年の東日本大震災はこの3月11日で1年を迎えます。また地元、奈良県南部においては、災害から半年が経過しました。被災者の皆様、今、寒い冬の中、地域のきずなを大切にしながら、復興に向けて頑張っておられます。また、全国各地の自治体におきましては、被災地の被災者の皆様に向けて支援が送り続けられているところでございます。

当町においても、岩手県の大槌町に支援をしているところでございます。

現在のこういった状況の中、全国各地の自治体においては、今回の震災を教訓に、地域防災計画の見直し、また避難所の整備の拡充、さらには避難経路を想定した地域での避難訓練など、防災意識の向上に積極的に取り組まれているところでございます。しかしながら、実際に学校施設の耐震化は進んでいるものの、一方では実質的な災害における備えが進んでいないのが状況となっております。特に学校施設は、災害時において、地域住民の唯一の避難所

であり、そのための備えを万全にしていかなければなりません。我が地域の防災はどのように進んでいるのか。地震、台風、また豪雨の発生においては、児童・生徒の安全の確保をするとともに、地域住民の応急の避難所となっているのか。今後、地域防災の拠点として、避難所の機能強化を重点に考えることが、今求められていることと思います。

以上の要旨を踏まえまして、3点について質問をさせていただきます。

まず、1点目の地域防災訓練の取り組みについてでございます。東日本大震災以降、防災意識が高まる中、地域における防災訓練がどの程度実施されているのか、また、現在の地域における防災訓練の取り組みについて、お伺いをいたします。

○議長（嶋田善行君） 西本総務部長。

○総務部長（西本喜一君） 地域の皆様の防災意識の高揚を図るための町の取り組みに関するご質問でございます。

本町では、これまで校区別の防災訓練や斑鳩町総合防災訓練、また生駒郡4町の合同によります生駒郡総合防災訓練を実施し、また自衛消防団を組織されている地域を中心に地域密着型・体験型の防災訓練として地区別防災訓練を実施してきているところでございます。

また、町広報紙や行政出前講座を通して、災害に備えての安全対策のポイントとして避難場所や避難経路の確認、懐中電灯やラジオ、数日分の飲料水や食糧の確保の必要性、避難に備えての非常持ち出し品の準備等について住民の皆様様に周知を行ってきております。

東日本大震災の発生後、本町におきましても、地域住民の皆様方の防災意識は高まっており、防災出前講座の件数も増加をしてきているところであります。平成22年は2件でしたが、平成23年は10件というところでございます。地域自らが主体となった防災訓練を実施していただくことも大切であり、今後も引き続き町広報紙や行政出前講座、自治会連合会の総会や視察研修等におきまして、防災訓練の実施についての呼びかけも行っており、地域住民の皆様が協力して「自分たちのまちは自分たちで守る」という住民の防災意識の向上を図ってまいりたいと考えているところでございます。

○議長（嶋田善行君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 今地区別の防災訓練が実施されているということであります。ほとんどできているかなと思います。その対象団体の実施回数についてお伺いをいたします。

○議長（嶋田善行君） 西本総務部長。

○総務部長（西本喜一君） これまで実施してまいりました地区別防災訓練でございますが、対象団体は、自主防災体制の充実を図るために設立をしていただいております自衛消防団を組織されている地域を中心に、地域密着型体験型の防災訓練として地区別防災訓練を実施し

てきているところでもあります。また、実施回数では、平成14年度から現在まで、計18の地域の自衛消防団の結成されている所で実施をしていただいたところがございます。

○議長（嶋田善行君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） ほとんどの自警団を有する地域において実施していただいているということかと思います。一定の訓練がされている中、一方では、やはり自警団を持たない地域、自治会がございます。これに対しては、多数ございますので、今後、こういった自警団を持たない地域における防災訓練が計画的に進められるようお願いしたいんですけども、これについての町の考え方をお示し願いたいと思います。

○議長（嶋田善行君） 西本総務部長。

○総務部長（西本喜一君） 自警団、いわゆる自衛消防団を組織していない自治会等に対しまして、どのような働きかけを行い、またどのように指導していくのかというご質問であります。平成23年度におきましては、五丁南京田自治会が実施主体となって、町消防団の協力を得まして、自主防災訓練を行い、初期消火、格納箱の点検とともに、消火栓の使用方法等の訓練を行い、防災意識の高揚を図ったところがございます。

今後、町といたしましても、自治会長様あての文書や、町のホームページ等により西和消防組合の防火訓練申し込みや消防団によります防災訓練の指導、県政出前トークや町の行政出前講座、また自治会連合会の総会や視察研修等においても話をし、周知を行ってまいり、自治会別の防災訓練への積極的な働きかけを行うとともに、各自治会に対しましても、自治会長あての周知文書の中で防災訓練の意向調査を行い、今後、実施方法等の検討をしてまいりたいと考えております。

○議長（嶋田善行君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） わかりました。なぜ、こういうことを質問しますと言いますと、やはり、各自治会におきましては、自警団がある、ないともあるんですけども、やはり防災に関しての例えば地域にある消火栓の点検とか、また格納庫の点検等々されてなくて、それが、たまたま格納庫を開けた場合にホースがなかったとかいう問題がございます。やはり、そういった点検をする、すなわち、今答弁していただいたように、実質的な実施方法を検討していくということが大事になっています。今後、全自治会が防災訓練が早期に実施されるよう期待するところがございます。また、防災訓練の内容も実質的な中身になるようご検討をよろしく願いを申し上げます。

そこで、2点目の学校における防災学習と防災訓練についてでございます。

災害において、避難訓練をはじめ日ごろの防災に対する学習など、身を守るための取り組

みが必要でございます。学校においては、一定の訓練やまた学習など、どの程度実施されているのか、お伺いをいたします。

○議長（嶋田善行君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 小学校や中学校における防災学習、あるいは訓練に対する取り組みについてのご質問でございます。小学生や中学生にとって、何が必要かということになりますと、まず「自分の身は自分で守る」ということが一番重要であるというふうに考えております。このことから、小学校では学期ごとに年3回、中学校では年に1、2回、地震や火災を想定した避難訓練を行っているところでございます。その際には、西和消防組合からも講師等として来ていただきまして、火災の発生原因でありますとか、初期消火の方法、あるいは地震のときの避難方法などの防災学習を行っていただいております。災害が発生した場合に備えておるところでございます。また、今年度、23年度は、小学校におきまして、奈良県建築課と西和消防組合のご協力のもと、地震についての学習あるいは起震車、実際に震動を感じる起震車によります地震体験を行いました。このような防災訓練等の取り組みを通しまして、さらにふだんの学習の場におきましても、お互いを思いやり、助け合い、協力し合う心を養うことに常日ごろから取り組み、非常時にも対応できるよう努めているところでございます。

○議長（嶋田善行君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 東日本の大震災におきまして、釜石市ですか、小学校で災害時において日ごろから小学生に対して、子どもたちに対して、避難のいろいろ訓練をされていたということで、全員、無事故で避難されたということが報じられております。釜石の奇跡というまで伝えられています。これは、よくよく考えてみますと、やはりその先生が子どもたちに命を守る主体性を身につけるといふ形での教えが通じていたかなと思います。今、ご答弁いただいたように、斑鳩の小学校におきましては、子どもたちの身を守るための学習訓練をしていただいております。今後もその内容を強化させながら、災害時に役に立つ、またわかりやすい訓練を実施していただくよう要望しておきます。また、子どもたちが避難時において避難を妨げるような障害などを考慮した避難の想定、またその障害となる措置の対処が、今後考えられますので、これもあわせてよろしくお願いを申し上げます。

次に、3点目の学校施設の防災機能の強化についてでございます。

避難所として指定されている学校施設で必要な設備が整えられていると思いますが、この点について、お伺いをいたします。

○議長（嶋田善行君） 西本総務部長。

○総務部長（西本喜一君） 避難所として指定をしております学校施設への設備についてのご質問でございます。小学校3校、中学校2校のあいている部屋に災害備蓄品としまして、食料、毛布、紙おむつ等を保管し、また災害用設備としまして、災害用仮設トイレ2台、災害用照明機材セット、発電機や投光機、スタンド、コードリールのセットでございます。これを2セット設置をいたしております。また、長期間、避難生活に対応できますよう、体育館等での床の上での生活に必要な災害用敷マットや、プライバシー保護のための間仕切りユニット等、平成23年度から購入し、来年度、平成24年度も引き続き購入の予定をしております。避難所施設の充実に努めているところでございます。また、衛星携帯電話などの通信設備や非常用電源装置等も必要であると認識をしているところでございまして、衛星携帯電話につきましては、平成24年度に、役場本庁舎及び生き生きプラザ斑鳩に設置を予定しておりますが、学校施設についても整備をしていきたいと考えております。

今後、先進地の整備状況も参考にしながら、東日本大震災を教訓に、順次避難所施設に必要と考えられます設備の充実を行い、防災機能強化を図ってまいりたいと考えております。

○議長（嶋田善行君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 先日、我が地域の防災の総点検といたしまして、斑鳩南中学と西小学校について、学校施設の防災設備について学校を訪ね、お聞きをいたしました。学校施設の防災設備については、まだまだ充実されていない、いく必要があります。今後どういようように対応されていくのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（嶋田善行君） 西本総務部長。

○総務部長（西本喜一君） 学校施設の防災設備の整備に対しましての考え方でございますが、大災害が発生した場合、多くの住民の皆様が避難をされると予想され、自衛隊や広域的な救助活動が始まるまでの間の、当面の食料や毛布、紙おむつ、災害用仮設トイレ、災害用照明機材セットや、災害用敷マット、間仕切りユニット、衛星携帯電話の避難所としての最低限の機能の確保を図れる設備等を充足するための整備をまずは行っていきたいと考えております。また、今後は、長期間の避難生活に対応する防災設備につきましても、調査検討してまいりたいと考えております。

○議長（嶋田善行君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 今回の東日本大震災での教訓として、防災機能の充実が言われております。全国の各自治体においては、防災計画の見直しとともに、同様に、防災機能を強化するとともに、さらには特に避難所における防災のあり方を考え、進めておられます。当町においても、機能の確保がされているものの、実際には調査する限りにおいては、学校の防

災機能がまだまだ不足している状況でございます。例えば、学校施設の衛星通信電話、これについては、今回予算をとられておりますけれども、やはり学校には充当されていないという状況になっております。また、あるいは自家発電の件、また蓄電池、さらにはマンホールトイレ、これにつきましては簡易トイレがございますけれども、やはり実際に衛生面においては今後このマンホールトイレが必要となってきております。また、避難所機能を考慮した災害時の学校の対応マニュアル、これについても作成されていないという状況もお聞きしております。数々の点についてお伺いいたしましたが、ほとんどできていない。

しかしながら、斑鳩町におきましては、他町と比較するのにもなっておりますけれども、いろいろと今報告がありましたように、充当はされているものの、やはり今回の地震における備えというのは今後ますます必要になってきておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

また、この中におきましても、優先すべき順位があると思います。これにつきましては、ソフト面、またハード面において、年次計画を立てながら、随時強化していただくことを要望しておきます。

それでは、3番目、買い物弱者対策についてでございます。

少子高齢化やまた過疎地域の拡大が進むなか、移動手段がない高齢者を中心とする買い物弱者がふえています。最近では、中山間部だけでなく、地方都市あるいは首都圏近郊の団地にも広がっており、推計によると、買い物弱者は全国で6,000万人程度になっていると聞いております。全国的にインフラ整備が進み、物資も豊富な我が国において、こうした問題がなぜ生じているのか、買い物弱者の現状を検証し、解決に向けた取り組みをしていかなければなりません。また、車の運転ができず、家族の支援も得られず、食品などの買い物に困る高齢者らを買い物弱者と位置づけ、過疎地域だけでなく、大都市近郊の団地などでも深刻化していると指摘されております。医療や介護のような公的制度が整備されていないことも踏まえ、社会的課題として対応することが必要であります。

当町においては、将来において考えていかなければならない喫緊な大きな課題であることから、2点について質問をさせていただきます。

まずは1点目の、買い物弱者の認識について、今後、高齢化等により、全国的に買い物弱者が増加する傾向にあるなか、町として、この問題をどのようにとらえられているのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（嶋田善行君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾 善亮君） 買い物弱者の認識につきましてのご質問でございますけれども、まず買い物弱者といえますのは、住んでいる地域で日常の買い物をしたり、あるいは生

活に必要なサービスを受けたりするのに困難を感じる人のことを言います。経済産業省では、現在、高齢者を中心とするその買い物弱者が、全国で約600万人と推計をしております。この買い物弱者が発生する背景には、家族の支援等が受けられない身体の虚弱化したひとり暮らしの高齢者などの増加、あるいは地域のつながりの希薄化、身近な商店等の撤退などが考えられます。今後、高齢化が進んでいく中で、さらに買い物弱者がふえていくのではないかと推定されています。当町におきましても、全国的な傾向と同様、高齢化の進行により、買い物弱者がふえていく傾向にあると考えております。それについて、何らかの対策をやはり講じていく必要があるというふうに考えております。

○議長（嶋田善行君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） まさに、今、部長が答弁された状況となってきたというのが現状でございます。このような認識は当町だけではなく、全国の自治体においての共通の認識となっております。

そこで、現在、買い物弱者に関連しての現状の取り組みについてお伺いをいたします。

○議長（嶋田善行君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾 善亮君） 買い物弱者に対します現在の取り組みというご質問でございますけれども、現在町のほうで取り組んでおります事業といたしましては、各種健診等の実施によりまして、壮年期からの健康づくり、生活習慣予防を図り、また介護が必要な状態での移行の防止につなげるため、運動機能向上事業等の各種介護予防事業の推進を図っております。その他、福祉施策では、リフト付マイクロバスの運行や軽度生活支援事業、また介護保険による訪問介護サービスの提供等実施しております。また、高齢者等の交通手段の確保といたしましては、公共施設の利用の促進、あるいは利便性の向上を図るため、平成12年度からコミュニティバスを運行しているところでありますが、特に、高齢者の方々の利用が多いということから、高齢者の外出支援の役割も担っているものと考えております。

○議長（嶋田善行君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） まずは、高齢者の交通手段の確保というのが重要になってまいります。今、運行されているコミュニティですね、いろいろと利便性はあるものの、やはりまだいろいろと住民の方から言われることがございます。これについても柔軟に対応し、発揮させることが今大事なかなと思います。とともに、買い物弱者への対応が可能になると考えます。

そこで、次に2点目の買い物弱者対策について、先ほど冒頭にも申しあげましたように、高齢化が進む中、今、買い物弱者の現状を検証して、解決に向けた対策を、これから5年ないしは10年後の将来に向けて考えていかなければならない、その時期に今来ているのでは

ないかなと思います。今後の買い物弱者の対策について、その考え方をお願いいたします。

○議長（嶋田善行君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾 善亮君） 買い物弱者対策の当町におけます5年後、10年後を見据えた対策ということでございますけども、いろいろな視点で考えていく必要があるというふうに考えております。例えば、ひとつには、高齢者自身が買い物弱者にならないための健康づくりの施策。あるいは介護予防施策の推進。また、2つ目には高齢者等の交通手段の確保。さらには3つ目には買い物環境の充実などが挙げられるというふうに考えております。

この1つ目の高齢者自身が買い物弱者にならないための健康づくり施策、介護予防施策等の推進につきましては、各種健康づくり施策、あるいは介護予防施策、また、いきがづくり施策を推進していきまして、将来において心身ともに健康で豊かな充実した生活を送ってもらうよう、各種施策を推進していく必要があると考えております。2つ目の高齢者等の交通手段の確保につきましては、家族の中での支え合い、あるいは地域の中で協力し合っただけことを期待することにあわせまして、先進地のさまざまな施策についても研究いたしまして、当町の実情に応じた施策を検討していく必要があると考えております。3つ目の、買い者環境の充実につきましては、身近な地域におきまして商品を購入することができるよう、商業者のサービスを充実させるものでございます。

町といたしましては、これらのように将来の買い物弱者対策のビジョンを持って、今後方策を検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（嶋田善行君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） いろいろと部長から買い物弱者についての対策が報告いただきました。やはり、まずは先ほど私が申しあげましたように、買い物弱者等の交通手段だと思えます。それにおきましては、やはり、例えばデマンドバスの運行、また先ほど申しあげましたように、今のコミュニティバスの活用をしていく必要がございます。さらには地域の事業者等のご協力を得ながら、これの買い物弱者の解消に向けての取り組みが必要になってくるかなと思います。町の見解をお聞きしたいと思えます。

○議長（嶋田善行君） 西本総務部長。

○総務部長（西本喜一君） 買い物弱者対策といたしまして、身近で地域で暮らしを支える日常の買い物環境が整いますように、現在運行しておりますコミュニティバスの充実につきまして、平成24年度から検討を行うこととしております。

また、地域にあわせた支援、商業者との連携など、総合的な取り組みを検討していく必要があると、そのように考えております。

○議長（嶋田善行君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） どの自治体においても、この問題については、手を打っていかねばならない大きな課題であるということを申しあげまして、まずは先ほど申しましたように、交通手段の確保です。現在、利活用されているコミュニティバスですね、充実ということをおっしゃいましたが、やはり今、増便をしていく必要があるかなと思います。また、こうすることによって、人と店をどういうふうにつなぐのか。また、人と病院などを視野に入れながら、今後検討が必要となってきます。さらには、デマンドバスについては、民間の協力などの支援、商業との連携などをしながら、検討していただくよう強く要望しておきます。買い物弱者対策は、今からその準備段階として取り組んでおくことが、将来の高齢化福祉政策の一助となると考えましたので、よろしくお願いをいたします。

それでは、4点目の耕作放棄地の解消についてでございます。

これにつきましては、全国的な課題となっております耕作放棄地。面積は農家数の減少や、また高齢化の進行などにより年々増加し、担い手の高齢化や、また後継者不足から発生している状況となっております。発生原因として、農地の借り手が見つからないことや、また農業従事者の減少、高齢化など、今後も耕作放棄地の発生が予想されます。以前は、農地の所有者本人が農業を行い、子どもに相続して、農地を継いでいくのが当然でした。しかしながら、今は後継者となる子どもが農地を相続しても、農地に従事することなく、そのまま放棄地となっております。このような現状を打開するには、意欲のある人材が農業に従事できるよう、所有する農地から利用する農地への有効に活用する施策が進められていますが、現状は進んでいない状況となっております。

一方では、耕作放棄地が悪化し、地域の環境に影響も与えております。当町においては、地域の農業委員さんを中心とした農業の活性化をはじめ、この問題に対して議論し、先進地視察などで積極的に推進するなか改善されています。今後も、さらに耕作放棄地解消に向けて調整していく必要がありますことから、2点について質問をします。

まずは、1点目の耕作放棄地の現状と解消の取り組みについてであります。

斑鳩町では、先ほど申しましたように、農業委員さんを中心として、プロジェクトチームを組みながら積極的に取り組んでいただいている現状がございます。現在における耕作放棄地の状況と解消への取り組みについてお伺いをいたします。

○議長（嶋田善行君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） 耕作放棄地についてでございますが、耕作放棄地につきましては、担い手の高齢化などにより、全国的に増加傾向にあるというのが現状でございます。

このことから、平成21年12月に農地法が改正されまして、これにより新たに農地の権利を有する者の責務規定が設けられるとともに、農業委員会の新たな役割といたしまして、農地の利用状況の調査の実施が義務づけられました。この利用状況調査と平成20年度から実施をしております耕作放棄地一筆調査を一体的に実施しながら、農業委員会は遊休農地の所有者等に対する指導から勧告までの手続を一貫して行うことができるようになりました。

これまでに、斑鳩町におきましては、農業委員会による熱心な日常の農地パトロール、農地所有者に対する指導、また耕作放棄地対策の一環といたしまして、耕作放棄地を利用したソバ、菜の花、黒米などの栽培実証展示圃の設置等を行い、耕作放棄地の解消に努めていただいているところでございます。こういった農業委員の活動によりまして、昨年度11.79ヘクタールございました耕作放棄地は、今年度の調査では7.49ヘクタールと、昨年に比べまして4.3ヘクタール、36.5%減少いたしているところでございます。

また、現在、農業委員会におきましては、ご紹介のプロジェクトチームを立ち上げ、耕作放棄地解消策につきまして議論をされているところでございます。

今後、さらなる農業の担い手の減少が予想されることから、斑鳩町全体を担うことができるような、集落営農組織の法人化や、農業振興公社、農業生産法人などの組織づくりに向けて、県の職員を講師に招いて、勉強会や先進地への視察研修などを行いながら検討をいただいているところでございます。

○議長（嶋田善行君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 農業委員会を中心とした取り組みの中で、一定の成果ができているとの報告でございます。ある地域では、放棄地に雑草がはえて、周辺の人々がすごく困っている。また、周辺の環境の悪化、ひいては防犯上の問題等々が言われているところでございます。所有者に対して、改善を求めて解消されない状況もいろいろありますが、この点について、町はどういうような考えでおられるのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（嶋田善行君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） 耕作放棄地の一筆調査及び利用状況調査によりまして、耕作放棄地として把握いたしましたときに、耕作放棄地の所有者に対しまして、まず意向調査を行い、自ら耕作をするか、もしくは自ら耕作ができない場合は、他者との貸し借りによって耕作してもらうように、農業委員会において指導をされているところでございます。自ら耕作せずに他者に借りてもらいたい場合には、担い手バンクなどへの登録を行っていただき、借り手とのマッチングを行っております。ただし、借り手が決まるまでの間は農地所有者において草刈等の適正な管理を行っていただく必要がございます。自ら耕作しない、そして他

者との貸し借りも行わないということは農地法では認められないということになっております。また、農業委員会の指導に従わない場合は、法律に従って、農地所有者等に対しまして、耕作放棄地である旨の通知を行い、利用計画の提出を求めます。その内容が不適切な場合や、提出されない場合は、必要な措置の勧告を行います。この勧告にも従わないといった場合には、最終的には県知事が裁定を行いまして、奈良県の農業振興公社でございます農地保有合理化法人等が農地の特定利用権、これは強制的な賃借権でございますが、これを設定できるように措置できているという流れになってございまして、こういう流れのもとに農業委員会のほうで指導をしていただいている、こういう状況でございます。

○議長（嶋田善行君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 耕作放棄地の状況については、やはり粘り強く指導していただくということになるわけですが、しかしながら、余りにも周辺に対しまして悪影響があったり、またそれがひいては社会問題化されるような状況になると、やはり法的手段に訴えていかなければならないかなとは思いますが、やはり、そこは、まずはそういった所有者に対しまして、粘り強く、また具体的に、そういった例えば写真、周辺の声、そういった所有者に伝えながら、その辺を理解していただくことがまず第一かなと思いますので、またよろしく願いいたします。

次に、2点目の子どもたちによる耕作放棄地の取り組みについてでございます。

現在、この放棄地の機運が高まる中、ある自治体においては、この耕作放棄地を子どもたちの農業体験や、また食育などに役に立つための事業として、耕作放棄地のモデル事業ということで実施されているところがあります。

当町においては、やはり将来、子どもたちが農業のあり方を学ぶ上において、これは大切な事業であるかなと思います。これについて、部長の見解をお伺いいたします。

○議長（嶋田善行君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） 将来を担う子どもたちへの耕作放棄地等への取り組みということで、子どもたちによります耕作放棄地への云々に対しましては、耕作放棄地の栽培実証展示圃におきまして、一般の方々が農業に親しむ機会づくりの提供の場としてサポーター制度というものを実施して、ソバ、ジャガイモ栽培において植えつけから収穫まで体験いただいておりますが、このうちジャガイモの栽培につきまして、幼稚園・保育園児によります収穫体験を実施するという取り組みを行っております。

質問者よりご提案いただきました、子どもたちによる再生モデル等の事業につきましても、耕作放棄地解消対策のひとつとして、たいへん参考になるものだと考えておりますので、今

後、農業委員会とも協議をしながら検討してまいりたいと思います。

○議長（嶋田善行君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 耕作放棄地の問題は、使う人が減ることからの問題が生じているということでありまして、今後、将来を担う子どもたちに農業体験、また食育を通じて、耕作することの大切さを実感してもらうため、提案をさせていただきました。

よろしく願いしておきたいと思います。

最後の質問でございます。5番目、安心して産み育てる環境づくりについてであります。これにつきましては、私が、平成22年6月定例会におきまして、一般不妊また不育治療の公費助成と安心して検査を受けやすい環境づくりについて一般質問させていただきました。当町においては、少子化の対策の一環として、今回、一般不妊・不育治療に対しての費用の一部助成をする方向を示されております。一方では、治療が長期化する中、精神面での負担が大きくなり、健康を害する傾向もあることから、不安の軽減のためにも気軽に相談できる環境づくりが必要ではないかと考えます。今後、治療の一部助成とともに、この相談体制が非常に重要になってくることから質問します。そこで、一般不妊、不育症の相談についてでございます。平成22年6月の定例議会では、この件について、一定の答弁をされていますが、今回一部助成を始めるにあたり、いろんな相談が寄せられることが考えられますので、これらの対応をするための相談体制について、お伺いをいたします。

○議長（嶋田善行君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾 善亮君） 今回の助成の対象であります一般不妊治療あるいは不育治療の相談体制についてのご質問でございますけれども、子どものおられない夫婦にとりましては、なかなか妊娠できない、あるいは治療したいがどれぐらいの費用がかかるのかわからないなどの治療を始めるまでの不安でありますとか、あるいは夫婦間での意見が合わないでありますとか、体調不良による不安感など、治療を継続されている中でそういった焦り等からさまざまなストレスを持っておられるのではないかとというふうに考えております。今回、4月から一般不妊治療あるいは不育治療費の一部助成を始めることによりまして、保健センターがそういった方々の身近な相談窓口となるのではないかとというふうに考えております。

相談がございましたら、プライバシーに配慮をしながら対応させていただくのはもちろんでございますけれども、必要に応じて、県の不妊専門相談センターや専門医・医療機関等の情報提供もあわせて行ってまいりたい、このように考えております。

○議長（嶋田善行君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 今回、不妊、不育治療費の助成により多くの方々が今後ご相談にみ

えられると思います。相談に来られた方は、初期の相談や、深刻な状況の中、さまざまな悩みを抱えながら相談があると思います。例えば、患者さんの中には、不育治療を受けながらも流産してしまった、その喪失感が想像以上に大きく、原因を自分に求めてしまう。その結果、うつ病や食欲不振、不眠などにつながるケースがあり、今後、このような状態にならないよう、不育症・不妊治療もあわせて、当事者、家族も含め、何らかのサポートを行い、安心して検査を受けやすい体制づくり、環境づくりが必要と考えます。今後、不妊治療の情報等の発信、あるいは心のケアも含めながら、患者に対するサポートについて、できる範囲で対応していただくよう要望しておきます。最後に確認でありますけども、今回の当初予算、150万予算となっておりますが、例えば、申請者が多くなり、予算が不足した場合の対応について、お伺いをいたします。

○議長（嶋田善行君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾 善亮君） ただいまご質問者もおっしゃいましたように、平成24年度の予算で、一般不妊治療につきましては、1組の夫婦に対しまして5万円の20組分として100万円。それから不育治療につきましては、1人当たり10万円の5人分として50万円。合計150万円を今回予算の中で計上をさせていただいているところでございます。なお、質問者が今おっしゃってましたように、申請が多くなった場合でございますけれども、これらの予算が不足するというようなことになりましたら、必要な予算措置を講じてまいりたいというふうに考えております。

○議長（嶋田善行君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 今後、安心して産み育てる環境につきまして、助成とともに、こういった相談が、一体となって進められることを期待いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（嶋田善行君） 以上で、11番、飯高議員の一般質問は終わりました。

続いて、10番、坂口議員の一般質問をお受けいたします。10番、坂口議員。

○10番（坂口 徹君） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告書に従いまして、私の一般質問を始めさせていただきます。

まず、1番目の質問です。コミュニティバスについてです。当町では、公共施設の利用促進、利便性の向上を図るために、平成16年から他の市町村に先駆けてコミュニティバスを導入され、住民の身近な交通機関として、特に高齢者の方々が大いに利用されており、非常に喜ばれているところでございますが、ここ数年の状況を見ても、利用者数が減少の方向に転じているように思います。この現状を、町はどのように認識されているのか、お聞

きしたいと思います。

○議長（嶋田善行君） 西本総務部長。

○総務部長（西本喜一君） コミュニティバスの現状についてでございます。

コミュニティバスにつきましては、平成12年度の運行開始以来、年々利用者数が増加し、平成20年度のピーク時には年間4万3,608人、1日平均で121.5人の利用者がありました。しかしながら、その後は質問者もおっしゃいましたように、利用者数が減少の方向にあります。現状といたしまして、利用者の顔ぶれが固定化してきていることに加え、バスを利用しようとしても、ときには満車状態となって乗車ができないときがあることが、逆に利用を控えられる一因にもなっているのではないかと考えております。さらに巡回ルートのために、地域によってはどうしても利用しにくい地域があったり、バス停までが遠いため利用したくても利用できないとの声があることも事実でございます。

しかしながら、コミュニティバスは公共施設の利用促進、高齢者の外出支援の役割やマイカー利用の抑制などの利点も大いにあることから、より住民ニーズに即した運行方法を検討していく必要があるというふうに考えております。

○議長（嶋田善行君） 10番、坂口議員。

○10番（坂口 徹君） ただいま、より住民ニーズに即した運行方法を検討していく必要があるというふうにご答弁いただきましたが、当町では昭和30年台後半から急速に宅地開発が進み、当時開発された住宅地では、丘陵地や高台にある所も多く、そういった所にお住まいされている高齢者の方々は、買い物等を含めた日常生活に不便を感じておられ、コミュニティバスの増便やルートの追加、変更など、さまざまな要望をよく耳にいたします。先日も西の山住宅に住まいされている方から、下の県道まではバスが来てくれると。しかしながら、上のほうまで来てくれない。上のほうまで来てくれたら助かるのになというふうな話を聞きました。それで、コミュニティバスについて、先ほど同僚議員の質問に対して、充実を検討するという答弁もありましたが、今後の方向性についてお伺いしたいと思います。

○議長（嶋田善行君） 西本総務部長。

○総務部長（西本喜一君） 質問者もおっしゃっておられますように、丘陵地や高台に住んでおられ、買い物等に不便を感じておられる方からの増便の要望等もありますことから、一層の住民サービスの向上を図りますために、平成24年度にコミュニティバスの充実に向けての検討を行うことといたしております。

○議長（嶋田善行君） 10番、坂口議員。

○10番（坂口 徹君） 便利になるのであれば、料金を払ってもいいという声も聞いており

ます。いわゆる買い物難民といわれる高齢者の方々をはじめ、住民の利便性向上のため、きめ細かい充実した運行をお願いいたしまして、次の質問に移りたいと思います。

最近、町内の消防器具格納箱から消防器具が盗まれる被害が多発しており、特に消防用ホースに接続する筒先やスタンドパイプが盗難に遭っており、維持管理をしている自治会では大変困っておられますが、町のほうでは、このように盗難に遭われた自治会に対しまして、どのような対応をされているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（嶋田善行君） 小城町長。

○町長（小城利重君） この消防器具等の関係につきましては、23年の1月の自治会連合会新年互礼会で五百井の自治会長から、こういう消防器具が盗まれたと、そういうことについては直ちにそういう手配をしてほしいというご要望がございました。町の関係は、補助金等の関係で、手続き等によってなかなか遅れるということもございますから、それから職員といろいろと検討した中で、できるだけ盗難に遭われた自治会については、速やかに措置をできるような態勢、後から補助申請等の関係等についてやって、直ちにその設置をせんと、万が一、ひと月かかって遅れていきますと、やっぱり時と場合によってはそういう事犯が起こった場合は大変なことです。そういうことを改めて平成23年の1月の自治会の新年互礼会でそういうご発言があった中で、そういう措置をさせていただいてます。これはやっぱり補助制度というものがございますから、補助金は今までどおり3分の2ということで、やっていきたいと思っています。

○議長（嶋田善行君） 10番、坂口議員。

○10番（坂口 徹君） ただいま町長のほうから、盗難に遭った消防器具に対しては速やかに補助をしているというふうにお答えをいただきましたが、これらの消防器具に係る費用は、盗難に遭われた自治会にとりましては、かなりの負担になっているのではないかと思います。特に、大きい所は別ですけれども、小さな自治会では、特に大変ではないかと思われ。このようなことから、盗難に遭った消防器具に対する補助につきまして、全額の補助をしてもらうことはできないか、お伺いしたいと思います。

○議長（嶋田善行君） 西本総務部長。

○総務部長（西本喜一君） 盗難されました消防器具の購入につきましての補助でございます。町では、斑鳩町消防施設整備事業等補助金交付要綱があり、その規定では、器具、格納箱に入っている消防用ホース、筒先、スタンドパイプ、ハンドルキー等の器具購入事業につきましては、事業費の3分の2以内の交付基準で補助金を出しております。この3分の2の補助率につきましては、補助制度のある周辺町を見ますと、河合町、平群町は2分の1、王

寺町は3分の1、安堵町は補助金制度がないというところがございます。このことから、周辺の町と比較しましても、斑鳩町は充実した制度となっているということがございます。

○議長（嶋田善行君） 10番、坂口議員。

○10番（坂口 徹君） ただいまのご答弁で3分の2の補助をしていると。周辺の自治会と比較しても非常に充実しているということですが、それではホースや筒先等、盗難されないため、自治会に対しまして周知や呼びかけ等の啓発を行うなどの対策はとられているのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（嶋田善行君） 西本総務部長。

○総務部長（西本喜一君） 消防器具の盗難防止に対する対策でございますが、器具格納箱に入っている消防用のホースや筒先、スタンドパイプやハンドルキー等の器具は、火災発生時において現場近くにおられる住民の皆様方が初期消火をしていただくために使用するものであり、迅速な初期消火に備えて、ふだんから格納箱の鍵をかけておくことが難しいと考えております。そうしたことから、自治会におかれましては、防犯パトロールやふだんからのコミュニティの強化、盗難を防止する観点から、日ごろ、定期的に器具点検を強化していただき、消防器具等の維持管理に十分注意をお願いするとともに、自治会内におきまして、不審な人物を見かけたり、消防器具等の盗難がありましたら、西和警察への通報、盗難の届け出等の対応をしていただきたいと思います。なお、町の対応としましては、今年度につきましては、平成23年度につきましては、自治会長あてに9月、12月の2回、こうした周知文書の送付を行い、また役場職員により、青色防犯パトロールや自転車により安全パトロールを実施しているところがございます。盗難を防止するための取り組みも行っているところでありまして、また消防格納箱に盗難防止装置付と標示し、抑止効果をねらって盗難防止の取り組みを行っている自治会もありますことから、今後も、町や警察においても、町内の巡回を強化し、また自治会長とも協議をしながら、引き続き盗難防止に努めていきたいと考えております。

○議長（嶋田善行君） 10番、坂口議員。

○10番（坂口 徹君） 自治会として、消防施設の見回りなど、維持管理を強化するということは当然のことでございますが、消防器具は、火災発生時など緊急時などにおいて必要不可欠であり、包括的な盗難防止策がないか、他の市町村のこともいろいろと参考にして、検討していただくことをお願いしておきたいと思っております。

また、自治会に何の落ち度もないのに紛失したということであれば、あれですけれども、盗難という不可抗力によるものにつきましては、消防器具の購入費用に対しましても、全額の

補助をお願いしたいと、これは要望しておきます。

それでは、次の質問に移ります。可燃ごみについてでございます。このことは昨年9月議会におきまして、当町のごみ処理について、いったん焼却施設を廃止し、委託処理にすると、今後当町ではごみ処理施設の建設は難しくなる。また委託することにより、逆に処理費用は高くないかといった、いわば進め方を間違えれば、町行政に大きなダメージを与えるのではないかという心配から質問をさせていただきましたが、いよいよ焼却施設が廃止される時期が迫ってきたということで、再度確認させていただきたいと思っております。

まず初めに、可燃ごみの中でも大きな割合を占める生ごみにつきまして、町は平成21年から分別収集のモデル事業を実施されておりますが、平成23年度の生ごみ分別収集モデル事業の総括をお願いしたいと思います。

○議長（嶋田善行君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾 善亮君） 生ごみ分別収集モデル事業の総括というご質問でございますけれども、この件につきましては、平成22年度末現在で6自治会、513世帯にモデル世帯としてご協力をいただいております、平成23年度につきましては、モデル世帯数1,500世帯という目標を掲げまして、平成24年2月末現在で、10自治会、約1,000世帯に今現在ご協力をいただいているという状況でございます。

生ごみの回収量につきましては、平成22年度で約46トン、それから平成23年4月から平成24年1月末までで約67トンとなっております、生ごみの分別収集によりまして、可燃ごみの約2.4%の量が焼却処理から堆肥化处理へと移行をされております。

現在、町が今後目指していくごみ処理の方針であります、「ごみを燃やさない、埋め立てをしない」ゼロ・ウェイストにつきまして、住民の皆様にご協力いただく機会として、平成23年度から2ヵ年計画で自治会別環境問題学習会であります環境井戸端会議というものを開催をしております、この中で生ごみ分別モデル事業への参加につきましてお願いをしているところでございます。これまでに、この環境井戸端会議を開催させていただいた自治会の中で、モデル事業への参加を前向きに検討をいただいている自治会も数自治会ございまして、目標達成に向けて、今現在、努力をさせていただいているという状況でございます。

○議長（嶋田善行君） 10番、坂口議員。

○10番（坂口 徹君） 目標が1,500世帯に対しまして、実施世帯数1,000世帯とやや目標を下回っていると思いますが、数自治会が、現在、実施に向けて調整中ということで、私の住まいしております幸進町でも4月から実施をさせていただくというふうになっております。目標達成に向けて努力をお願いしたいと思います。この生ごみ分別収集のモデル

事業については、いつから完全実施をされるのか。また、それまでの年次計画はどうなっているのか。また、目標年次等が定められているのであれば、それはどこで、どのように決められたのか、あわせてお聞きしたいと思います。

○議長（嶋田善行君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾 善亮君） この生ごみ分別収集事業の完全実施の時期でございますが、斑鳩町一般廃棄物処理計画におきまして、平成27年度からの完全実施の目標といたしております。この計画の年次計画につきましては、平成24年度が2,500世帯、それから平成25年度が3,000世帯、それから平成26年度が5,000世帯、で、平成27年度から全世帯での生ごみ分別収集事業を実施させていただくという計画としているところでございます。この斑鳩町の一般廃棄物処理計画につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づきまして、市町村の一般廃棄物の発生量や処理量の見込み、排出抑制のための方策などを定めた計画でございます。平成22年度で前計画の期間が終了しましたことから、平成23年3月に、平成23年度から平成32年度の10年間の計画を策定しております。この計画の策定時には、住民の方々から公募いたしました委員さんも入っていただく中で、斑鳩町廃棄物減量等推進審議会を開催をいたしてございまして、ごみ処理の基本方針、あるいは具体的な数値目標、取り組み内容につきましては、委員の方々のご意見をお聞きするとともに、厚生常任委員会にも計画内容をお示しをしているところでございます。

○議長（嶋田善行君） 10番、坂口議員。

○10番（坂口 徹君） ただいまの一般廃棄物処理基本計画ということで、平成27年度には町全域で生ごみ分別収集を実施したいという目標を持っておられますが、完全実施となりますと、いろいろと問題点があるのではないかと思います。町として、現時点での問題点と克服に向けての対応策についてお聞きしたいと思います。

○議長（嶋田善行君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾 善亮君） この生ごみ分別収集事業を実施するにあたっての問題点と対応策についてというご質問でございますが、現在、モデル自治会として取り組んでいただいております地域では、生ごみの回収箱を設置しておりますが、その設置場所について、特に問題は今のところ出ておりませんが、地域によっては道路事情等によりまして、どうしてもこの生ごみ回収箱を設置できない地域も、あるいは場所が出てくるのではないかとこのように思われます。生ごみの場合、袋によります収集をいたしますと、破袋作業、袋を破る作業が必要となりまして、その作業を行うための作業場の設置あるいは作業員らの人件費が別に必要となりますので、容易に積みかえられる回収箱での回収が一般的であると考えております。

このようなことから、町内全域での実施に向けましては、この生ごみの回収箱設置場所確保というのが大きな問題点であるというふうに考えております。

対応策につきましては、どうしてもその地域内で回収箱を設置する場所がないという場合は、個人地などを、この収集時間帯だけお借りするという対策が必要になってくるのではないかと考えております。また、収集体制につきましても、通常の収集業務にプラスしての収集となりますので、現在の収集体制では収集ができないという事態も出てくるのではないかとといった問題点としてあげられるというふうに考えております。現在、生ごみの収集日は火曜日と金曜日に設定をしておりますが、地域によっては、この収集日を変更する、あるいは生ごみの収集の業務の一部を民間委託するといったような対策についても検討すべき問題、課題であるというふうに考えております。

○議長（嶋田善行君） 10番、坂口議員。

○10番（坂口 徹君） 生ごみは、可燃ごみの中でも大きなウェイトを占めており、生ごみの分別のよしあしが可燃ごみの委託処理への評価にもつながると思いますので、町は全力をあげて、この生ごみ分別収集に取り組んでほしいと思います。しかしながら、他の自治体でもほとんど進んでいない生ごみの分別収集、やはり問題も多いのではないかと思います。

そこで、次の対策といたしまして、生ごみ以外の可燃ごみの減量化対策について、町はどのような対策を講じようとしているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（嶋田善行君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾 善亮君） 生ごみ以外の可燃ごみの減量対策というご質問でございますけれども、当町の可燃ごみに含まれておりますものは、生ごみ以外に大きく分けますと、紙類、紙おむつなどの衛生用品、あるいは割りばしなどの細かい木くず類等がございます。

特に、紙類につきましては、古紙再生の技術も向上しておりますので、名刺サイズ以上の紙であれば、ほとんどリサイクル可能であるということから、広報紙などで周知を行っております。現在、衛生処理場の煤煙検査とともに実施しております可燃ごみのごみ質検査では、可燃ごみの約40%から60%が、紙あるいは布類という結果が出ております。しかしながら、現在の調査では、紙、布類が約何%、あるいはビニール類が約何%という大まかな分類しかできておりませんので、紙類の中にこういったものが含まれているのか、例えば、新聞紙やダイレクトメール、雑紙など、種類ごとの割合がどの程度なのかといったようなところまでは分析はできておりません。そういったことから、この細かい所までの調査分析をすることによって、住民の皆様は何をどのように分別すれば、どれだけ可燃ごみを減らすことができるのかといった具体的な啓発ができるということから、来年度24年度におきまして、ま

ず可燃ごみの詳細な組成調査を実施さしていただいて、その調査結果を住民の方々にわかりやすい形でお伝えさしていただいて、まずは分別しやすいものから取り組んでいただきまして、可燃ごみの減量化につなげたいというふうに考えております。

○議長（嶋田善行君） 10番、坂口議員。

○10番（坂口 徹君） 可燃ごみの組成を知るということは、減量化対策を講じるために不可欠ではあると思いますので、ぜひその結果なども住民に公表し、周知してほしいと思います。では最後に、当町では可燃ごみの委託処理をもって、すべての処理は委託になります。地球環境のことを考えれば、資源化できるものは資源化していくということが大切であります。一方財政を度外視した処理も考えものであると思います。町は、ごみ処理への費用対効果について、どのように考えておられるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（嶋田善行君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾 善亮君） ごみ処理への費用対効果についてのご質問でございますけれども、これからの地球環境を考えますと、燃やしたり、埋め立てたりして処理するごみの量を限りなくゼロに近づけ、資源化できるものはすべて資源化していくということが大切になってまいります。しかしながら、ただいまご質問者もおっしゃいましたように、資源化の推進によりまして、ごみ処理の経費が増加することは、財政面から見ますと望ましいものではございません。これまで可燃ごみの焼却を行うための衛生処理場の維持費用が、ごみの量の増減にかかわらず、一定の金額が必要であり、ごみの量が減れば減るほど1トンあたりの処理単価は逆に高くなっていくという矛盾が生じておりました。

一方、今回の可燃ごみの焼却処理を民間委託することによりまして、当町のすべてのごみ処理は民間委託となりますので、ごみの量の増減がそのまま処理料に反映され、住民の皆様のごみの減量の努力が直接費用の減少につながっていくということから、費用対効果が目に見えて、見えやすくなるということから、さらなるごみ減量の意識づけにつながるものというふうに考えております。特に、可燃ごみから分別していただいております木くず、草類、生ごみの堆肥化の費用は焼却処理費用よりも安価であり、資源として有効利用できるだけでなく、分別し、堆肥化したほうが費用面でも効果がございます。

こういったことも、可燃ごみの焼却処理を民間委託することによりまして、具体的な数値としてお示しすることができますので、今後、環境面、費用面の両面から、ごみ減量の必要性について啓発をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（嶋田善行君） 10番、坂口議員。

○10番（坂口 徹君） これからも、私たちはますます、ごみの分別、減量化、資源化に取

り組んでいかなければなりません。そういった意味では、見える化といったものは非常に大切であると思いますので、常に結果や状況を住民にわかりやすい形で公表し、また現在行っております環境井戸端会議やゼロ・ウェイストフェスティバルなども継続して実施されることをお願いいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（嶋田善行君） 以上で、10番、坂口議員の一般質問は終わりました。

ここで10時40分まで休憩いたします。

（午前10時21分 休憩）

（午前10時40分 再開）

○議長（嶋田善行君） 再開いたします。

続いて、13番、里川議員の一般質問をお受けいたします。13番 里川議員。

○13番（里川宜志子君） それでは、通告書に基づきまして、私の一般質問をさせていただきます。

まず、1点目に挙げさせていただきました、新年度から介護保険の第5期計画というのが始まります。2000年、平成12年からスタートしました介護保険ですが、3年ごとに計画が見直され、今回、第5期となっております。この第5期で保険料が大幅に高騰するという議案が、3月議会にも提出をされております。斑鳩町の介護保険料で見ましたら、約1.22倍、20%以上が値上がりするという状況になっています。そして、さらに75歳以上の後期高齢者と言われる皆さん方の医療保険、これが2年ごとに計画の見直し、保険料の設定の見直しが行なわれます。その年もことし、今年度、24年度に行われます。そして介護保険は先ほど申しあげました大幅上昇です。そして後期高齢者医療についても、全体で8.96%の値上げが見込まれております。そういうふうに広域連合のほうから来ておまして、町のほうから示されております。それで、私、この一番目に書かせてもらいましたが、この意識を持ったのは、ことし高齢者の方の確定申告をお手伝いしました。そのときに、昨年、支払われた介護保険料と後期高齢者医療の保険料を確定申告するのに把握をしなければならぬということで把握をしながら、そのときにふと思ったんですね。今度、この値上げが行われた場合に、医療というのは特に75歳以上になられましたが、ほぼ皆さんお使いになるだろうというふうに思われます。で、介護保険はといえば、斑鳩町の24年度の給付推計ですね、認定を受けられるであろうというのが、1号被保険者65歳以上の方の約17.2%と見込んでおられるんですね。全体の17.2%の方しか使われない、認定を受けられないという保険制度なんですね、介護保険というのは。その中であって、制度そのものが違うと

いうことは、私たちは理解しているものの、今度のこの計画の見直しで双方値上げになる。しかも介護保険は大幅な値上げになる。このときに、私ちょっと心配したのが、後期高齢のような年齢の世帯になってきますと、ご主人は企業年金やいろいろな公的年金をお受けになっておられる世帯も斑鳩町は多いやに思っております。そこで、当時、奥さんは年金に入らなくてもよかったですね、昔はね。ですから、現在、公的年金を受けておられる夫、そしてその妻、無年金という世帯がありまして、その無年金の妻というのは普通徴収と言われる納付書を送らせていただいて、その納付書に基づいて納付をしていただくという制度をとっております。年金を受けておられる方は年金からの天引き、特別徴収といわれる天引きをされておりますけれども、普通徴収されている方たちも結構いらっしゃるというふうに私は思っております。その普通徴収をされておられる方で、介護保険のほうの納付書と後期高齢者医療のほうの納付書が来たときに、今回のこの値上げ幅を見ておられますと、介護保険のほうが高くなるという、そういう方がいらっしゃるのではないかな、そういう方が出てくるのではないかなということを私は心配しております。

それも最初に申しあげましたとおり、医療はみんなが使う可能性はあります。もう生涯使ったことないというような人はなかなかいらっしゃいません。けれども、介護は17.2%の方が認定を受けるだろうと推定されている、だれもが必ず使うものでもない制度なんですね。こんな中であって、私、使うか使えへんかわかれへんのに、こんな高いの、医療より高いわと、こういうことにならないのかなということを、私は心配しているわけなんですけれども、それにつきまして、町のほうはどのような見解をお持ちで、どのようにこういった高齢者の皆さんにご理解をいただくようにしようとしておられるのか、この辺についてお尋ねをしておきたいというふうに思います。

○議長（嶋田善行君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾 善亮君） ただいま質問者もおっしゃいましたように、介護保険の保険料に関しましては、今回、第5期の介護保険料が、第4期と比較いたしまして約12.2%ということで値上げさせていただくという条例案を提案させていただいているところでございます。また後期高齢につきましても、広域連合のほうで23年度と比較いたしまして8.96%の引き上げということで、これも決まったということでございますけれども、今、質問者おっしゃいましたように、この後期高齢者医療の保険料とそれから介護保険料につきましては、もちろん制度が違うということでございますけれども、ともに社会保険料ということでございまして、この全体の給付量、給付に要する費用から集めるべき保険料の総額を求められておまして、これを被保険者に配分するということになっております。

この後期高齢者の医療保険料は1人当たりの定額の均等割とそれから所得に定率を乗じる所得割、この2本立てで配分をしておりますけれども、介護保険料につきましては、所得などによります段階別の定額保険料で基準額をもとに当時の倍率が今回の第5期では49%から210%のこの範囲の中で配分をさしていただいているものでございます。一方、後期高齢者医療保険料の幅につきましては、公費による法定の軽減措置もございまして、平成24年度と25年度の保険料が年額4,400円から55万円、これは最高限度額ですけど、55万円まで幅広く設定をされておりますけれども、この第5期の介護保険料につきましては、年間2万8,700円から12万3,200円と幅が小さく設定をしているものでございます。このことから、所得が多い方につきましては、後期高齢者医療保険料のほうが高くなってきておまして、逆に所得の少ない方については、介護保険料のほうが高くなっていくという傾向になります。

例えばの例で申しあげますと、夫婦のみの世帯で、夫に年金の収入があると。それで妻には収入がないという世帯の場合ですが、その世帯が負担される保険料を比較いたしますと、仮に夫の年金収入が年間350万程度ということで、妻の年金収入がないという場合でございますけれども、後期高齢者医療保険料は、夫が年間19万9,700円、妻につきましては4万4,200円になりまして、合わせて24万3,900円ということになります。介護保険料につきましては、住民税の課税世帯とした場合は、夫は9万3,900円、妻は5万3,400円、合わせて14万7,300円となりまして、年金収入のある夫が後期高齢者医療保険のほう約10万円ほど高くなり、逆に収入のない妻は介護保険料が約1万円弱高くなるという結果になります。例をあげて申しますと、そういう形になるということでございます。

高齢者の方に対しましては、今回条例を上げさせていただいておりますが、可決されましたならば、こういった値上げになる背景といいますか、状況をよく周知させていただいて、ご理解を求めていただくという形で対応させていただきたいというふうに考えております。

○議長（嶋田善行君） 13番 里川議員。

○13番（里川宜志子君） 斑鳩町は、私たちは基金取り崩しなさいと。今までにないぐらい3,000万ちょっとしかない基金、2,000万取り崩して保険料を抑えると。それと私はずっと、この最初介護保険料5段階の設定で出してきた。こんなとんでもないと。もっと所得に見合った形にいなさいよということを町へずっと言ってきて、今度、他の市町村では見られない14段階の一応、納付段階を設けていただきまして、できるだけ低所得者と一定の所得ある方と差を設けていくという、こういう形をしていただいた。このことについて

は、私は、私たちの提案を受け入れて、町のほうが一生懸命努力をさせていただいているということについては認めたい、評価もしたいというふうに思っていますものの、制度そのものにはやっぱり問題点がありますよということを私は申しあげたい。そして一番大きなのは、私たち議会としても、今回、前々回でしたか、介護従事者の処遇改善交付金ですね、23年度まで国のほうが出しておりました、この1,900億、これを続けてほしいと、続けて出してほしいということを私たち議会としても意見書を上げていかさせていただきました。けれども、それを打ち切ると。で、民主党さんは、こういうことについても、2009年に保険料をアップしない方法で介護労働者の賃金を月4万円程度引き上げるような考え方で介護保険制度を組んでいくんやと、そういう処置をとりますよということを言うているんですよ。言うていたにもかかわらず、23年度で終わっちゃった。そして終わったけど、介護労働者の処遇はやはり一定のレベルを保たなければならないとなったら、それは全部、この介護報酬の財源としては、保険料とか利用料とか、また自治体とかにかかってくるわけですね。国はどうしたかというたら、1,900億円出していたものを、1,400億円減になったわけですね。国はどないやってお金を減らそうかということばかり考えてますけども、そういうふうにしてやってきて、それでぎりぎりまでなかなか出さんと、もうぎりぎり、この介護保険の条例だって今ですもんね。ほんまやったら予算組まなあかんのやから、12月議会までには出てなあかんのに、3月議会にこれ改正しますよという条例が出てきて、4月からスタートですよという、こんなふうになっている今の政治のあり方について、私は問題があるなと。十分に審議をして、町民の皆さんのための議論を尽くして、この条例を通して、そしてきちっと次年度に反映していくというシステムになってない。先に予算ありきでしょ。だから、私はこういう制度について、制度のあり方について問題があると。前からずっと申しあげておりますが、町のほうもそういう認識をお持ちいただきまして、国・県に対して、町民を守る立場で、町民の皆さんの防波堤となる立場で、いろいろ、やはり要望を上げていっていただきたいということをお願いしておきたいと思います。

それと、引き続いて2番目に書かせていただきましたのは、こういうふうに介護って使うか使わへんかわからへん保険料、払いながらも、高くなったなという印象もある反面、使っておられる方は重宝しているわけです。ありがたいわけですね。非常にありがたいと思って使っている皆さんもいらっしゃいます。そして、この何年間かずっと見てきましたら、医療にしても、介護にしても、入院されたり、入所されたら、給付費が高つくつと。給付費が高つくつから、在宅でやってもらう。在宅で安静を保っていただこう。在宅で何とか介護頑張ってもらおう。こんなふうな動向がずっとこの間続いてきました。

で、在宅へ在宅へと言いながら、今度の介護保険の制度の改正を見てましたら、ヘルパーの派遣の単位時間をかえてきた。短縮してね、ヘルパー派遣の単位時間。で、また、重度の人ほど家で介護してたらね、やっぱりショートステイというのは、もう在宅の根幹の事業なんです。重要な事業なんです、ショートステイというのはね。そのショートステイが利用したいけど、利用でけへんと。そんな状況になっている。こんな実態について、介護保険の保険者は斑鳩町です。町としてはどういうふうにお考えになられているのか、この際ですので、お聞きしておきたいと思います。

○議長（嶋田善行君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾 善亮君） ただいまご質問者がおっしゃいましたように、今回、平成24年度からの介護報酬改定が国より示されておりますけれども、その中で、今、質問者がおっしゃいましたように、ヘルパー派遣の単位時間の区分が見直されまして、単位時間が短縮をされております。この時間短縮につきましての国の考え方でございますけれども、まず身体介護の時間区分では、1日の複数回の短時間訪問によりまして、中・重度の在宅利用者の生活を総合的に支援するという観点から、最少の時間単位といたしまして、現行は30分未満でございますが、これを20分未満へ、時間区分を変更するとされております。また、生活給付の時間区分につきましては、限られた人材の効果的活用を図りまして、より多くの利用者に対して適切なアセスメントとケアマネジメントに基づいて、そのニーズに応じたサービスを効率的に提供する観点から見直しを行ったというふうになっておまして、具体的には現行30分以上60分未満と、それから60分以上というものが、20分以上45分未満と45分以上というふうに短縮されたということでございます。町といたしましては、この時間短縮による影響といたしましては、1回の利用では、サービスが時間の短縮によって足りなくなるという場合が、利用回数が多くなるのではないかとということで、その結果、給付量がふえてくるケースが出てくるのではないかとこのように考えているところでございます。また、ショートステイというお話でございますが、これを利用できないという実態についてでございますけれども、近隣の市町村も含めまして、ショートステイのサービスを提供している事業者にお問い合わせをいたしましたら、現行の利用者による稼働率が高い状況にあるという中で、新規利用者の方あるいは緊急の利用者について、希望される日時に利用ができないという場合があるということございました。このような場合には、ケアマネジャーに相談をさしていただいて、あらかじめ実費による体験の利用をしていただいて緊急に備えるということでもありますとか、多少不便ではございますけれども、近隣以外の施設をご利用していただくということなどが考えられます。また、身体的に医療措置が必要な方の利用の

場合は、ショートステイを提供する事業者の入所の判定によってベッドが入れる場合においても、事業者での対応は困難と判断された場合には利用ができない場合があるということでした。そういった場合は、指定在宅サービス等の運営基準の中で、利用の申込者に対して、自ら適切なサービスを提供することは困難であると認めた場合には、当該利用申込者にかかる在宅介護支援事業所への連絡あるいは適当な他のショートステイの事業者等の紹介等すみやかに講じなければならないというふうにされているところがございますので、町といたしましては、短期入所サービスの供給量をふやしていくということが必要であると認識をしております。今後新たに介護事業に参入したいという事業者には、短期入所サービスが必要であるということをごくからも述べていきたいというふうに考えております。

○議長（嶋田善行君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） 事業所さんはね、電話1本で入所判定だめになりましたって断わってきはったんですね。その前にこの事業者さんは、健康診断とってきてくださいと。その診断書いくらかかったら、健康診断ですから実費で1万3,800円かかっているんですよ、実費で払うて。その健康診断持って判定に行ってもらって、アウトです。アウトになったからいうて、今おっしゃるようなことはなかったですよ。じゃあ、あとどうすればいいんですかって言えば、いや病院と相談してみてください言うだけで、そしたらケアマネジャーさんと相談をして、ケアマネジャーさんに何か手を打っていただくと。こんな事業所はそんなんで断わったら仕舞で、個人のケアマネジャーさんが物すごい大変な仕事をせなあかんと。私、気の毒で気の毒でね、ケアマネさんがね。しゃあないなと。ほんでそんだけ高い実費で健康診断出したのに、返却しますけどいつがいいですか、返却しましょうか、それとももういいですか。いや返却してくださいって、高かったし、あんたどこで使えへんのやから返却してください言うて、2回ぐらい電話かかってきたけど、2回留守やったら、いまだに健康診断書も元に戻ってません。そういう事業者さんがあるんですね。それで、もういまだにそういうものを返却もされないまま、ケアマネさん頼りでケアマネさんに任せっ放しと。事業所さんもうちょっと頑張ってもらわなあかんの違うかなと。それでショートステイというのは、在宅でやってれば、在宅でお世話をしてたら介護する人、この間この使えなかったケースは結婚式があつて預けたいということで、預けられなかった。最低限、在宅で介護してて、冠婚葬祭というのは絶対ショートステイで受け入れてあげんとあかんと思うんですね。それプラス、介護度が高い方やったら、やっぱり家族の方のリフレッシュということで、やっぱりこの在宅中心であればあるほど、ショートステイというのは重要やと私は思います。これについて、やっぱり、今後町としても力を入れて、各事業者さんの

状態の把握しながら、保険者の責任として、斑鳩町の介護認定を受けている皆さんがスムーズにこういうサービスを利用できているのかどうか、こういうことの把握をしながら、やはり県がそういう事業者の認定をしてはるのやったら、やっぱり県といろいろ協議する中で、こういうことをやっぱり。保険料は上がるはサービスは悪いはと違って、保険料も上がることからより一層そういうサービス強化、できるだけ使いたいと思っておられる方のニーズに応えられるような制度というのをやっぱりつくっていただきたい。斑鳩町も大変だろうと思いますけれども、ご努力をお願いしたいと思います。

そして、3つ目なんです。先ほども申しました、この町に積み立ててある基金2,000万取り崩しました。県のほうに出しておりました財政安定化基金の斑鳩町がこれまで拠出しておりました基金から1,500万強ですね、取り崩しを受ける。74%基金を取り崩して各市町村74%をおろして、今回、保険料がかなり上がるので、その保険料の高騰を抑えるために、この基金を取り崩しをしましょうということになったと思うんですね。ところが、斑鳩町が戻ってきた分は、全部、保険料高騰を抑えるために使いました。けれども、県も同じだけ74%取り崩していると思うんです。国が出した分も、取り崩していると思うんです。この基金の利用目的は、基金ですが、公のお金が目的外の利用をする場合はきちとした位置づけがなかったらいかん。これはあくまでも私たちは保険料の高騰を抑えるために、この財政安定化基金の取り崩しを考えたと思っているんですね。国も、そういう方向を出したと思っているのに、国の取り崩し分や県の取り崩し分はどこに行ったんだろう。何に使いはるの。私たちは、当然、斑鳩町の1号被保険者の皆さんの保険料を抑えるために使っていただけるものだと私は思いながら、ずっと前から言うてましたね。町にも。県へずっと言いなさいよ。言うてくださいよ。保険料ちょっとでも抑えるために言うてくださいよとずっと言い続けたけれども、結局、県も、国も、この基金をその保険料の高騰を抑えるという目的には使っていただけなかった。じゃあ、何に使いはるんでしょうねというのが私の大きな疑問なんです。本当に目的外の利用をするのに、その利用の仕方というのは、やっぱりきちと私たちも見とかなあかんというふうに思っておりますので、このところについて、町はどのような見解をお持ちでしょうか。

○議長（嶋田善行君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾 善亮君） ただいまご質問者がおっしゃいましたように、この財政安定化基金制度につきましては、市町村が通常努力を行っても、なお生じる保険給付費の増加等による財源不足が生じたときに資金の貸し付け等を受けられる制度でございますが、今回のこの法律の改正によりまして、保険料率の抑制を図るために、この財政安定化基金を活用

することができるようになったことをございます。このことによりまして、奈良県でもこの基金の一部を取り崩すことといたしまして、その取り崩す額につきましては、この平成23年度末におきますこの基金の残高から第5期の介護保険料の計画期間におけます必要額を控除して、その残額の3分の1に当たります8億円が、この県内の市町村に交付をされる予定となっております。本町への交付金につきましては、質問者がおっしゃいましたように、約1,584万円ということをございます。この中で、この財政安定化基金につきましては、国、県、市町村が同額を拠出したしまして、基金に積み立てておるということをございます。

で、最新の情報によりますと、市町村に交付される額と同額が、国・県にも返戻をされるということになるというのでございまして、県ではこの返戻された額につきましては、また新たな基金を創設して、この第5期の介護保険事業計画期間において予防の推進あるいは介護サービスの充実強化、権利擁護サービスの推進等の地域包括ケアシステムの推進に係る費用に充てる計画を検討しているというふうに今の最新の情報ではそういうふうに聞いております。国のほうにつきましては、使途についてはまだ示されておらないという状況でございます。町といたしましても、この財政安定化基金につきましては、今回の法律の改正によって保険料の抑制を図るために取り崩していただいて活用ができるということを知っておりましたので、もう少し、町といたしましては、いただけたらなというふうには感じておりましたけれども、県のほうでそういう形で決められた形でまいっておりますので、それを活用して、少しは保険料を抑制することができたんですけれども、もう少し、町といたしましても、活用できればよかったのかなというふうに今は思っている状況でございます。

○議長（嶋田善行君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） 県のほうも、まだ十分検討、中身されてないのかなど。国においては全く何に使おうとされているのかわからない。だけど、私、先ほど申しあげましたように、2番目に申しあげましたように、在宅中心でやるんやったら、ショートステイというのは重要なサービスです。ぜひ、これ力を入れて、もうちょっとショートステイの利用ができるような施策を県にも要望しながら進めていっていただきたいなというふうに思います。そして、さらに私自身も、県や国がこの基金を目的外として取り崩したこのお金についての使い道については今後も追及していきたいというふうに思っておりますので、また担当課におかれましても、そのほうにつきましては、担当課のほうでも状況を把握しておいてほしいというふうに思います。

それでは1番目終わりますして、2番目に進ませさせていただきます。

2番目にあげさせていただきましたのは、国民健康保険の広域化です。広域化、県単一化

という言い方もされておりますけれども、この制度につきましても、まだまだ私たち心配やなど。どんなふうに今動いているんだろうか。今の段階では、まだ委員会のほうにも報告もいただいておりませんので、とりあえず、奈良県で現段階でどのような状況になっているのか、お聞かせをいただきたいというふうに思います。

○議長（嶋田善行君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾 善亮君） 質問者もご承知のように、国民健康保険につきましては、現在、市町村単位で財政運営を行っておりますことから、被保険者の年齢の構成でありますとか、所得分布の差異が大きいということや、医療機関の偏在によって住民格差が生じるなどの構造的な問題がございます。また、被保険者側から見ますと、保険給付につきましては全国共通でありますものの、保険料は市町村ごとに異なっておりまして、被保険者にとっては不公平感を持っておられることがあると思っております。これは先ほどの構造的な要因に加えまして、市町村によって保険料の算定の方式が異なるということや、健康づくりなどの保険事業や医療費の抑制、適正化策などの取り組みに違いがあるということなどによるものでございます。こうした問題については、保険財政の安定化でありますとか、保険料の平準化の観点から、国県等による公費投入、あるいは財政調整が図られておりますけれども、まだ今十分とは言えない状況でございます。

こうしたことから、負担と給付の公平化、あるいは将来にわたり安定した制度運営を確保するためにも、国による一元化が図られる必要がありまして、円滑な移行をするためには、まず都道府県単位で広域化の推進が必要であるということから、奈良県におきましても、平成22年の12月に奈良県国民健康保険広域化等支援方針が策定をされました。この広域化等支援方針につきましては、広域化に向けた環境整備の完了をおおむね5年後の平成27年度を目途としてのスケジュールを決めておりまして、保険財政共同安定化事業の拡充や保険料の標準化に向けた取り組みなどテーマごとに、今は実務レベルでの検討・調整を行っておるところでございます。平成23年度では、この広域化等支援方針の具体化に向けた検討を行うために、保険財政共同安定化事業の拡充についての対象医療費の引き下げ、あるいは保険者の拠出金の算定方法の見直し、また保険料の標準化について協議がされまして、算定方式の設定に向けたシミュレーションを実施しておりまして、今後も引き続いて、今は現段階では実務レベルでの検討を続けるということになっております。国民健康保険の広域化につきましては、市町村間の保険料の格差の問題であるとか、解決しなければならない問題も数多くございますけれども、市町村個々の抱える構造的な問題を解決するためには、制度の見直しが不可欠であるということ、保険者の共通認識として持っているところでございます。

本町といたしましては、市町村国保の安定的な運営に向けまして、国の責任により明確にさせていただいて、より公平で効率性を確保した制度となるよう期待するものでございます。それとともに、国・県の今後の動向には十分注視していかなければならないというふうに考えております。なお、今後の国民健康保険の広域化の取り組みにつきましましては、担当の常任委員会にもご報告を申しあげていきたいというふうに考えております。

○議長（嶋田善行君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） 何でもそうなんですけど、まだまだ先かなというような印象もあるんですけど、もうこれとんでもない話で、もう既に国は年少扶養控除の廃止に伴って地方税が増収になると。そしたらその増収になる分の一部の1,526億円分、この分をもう既に削ってきて、今まで国庫負担34%出していたのをもう32%に、24年から減らそうと。県のほうの調整交付金をふやしなさいよとか。こうやって地方税法が変わってきた。その地方のお金ももう出して、国は減らす。さっきの介護保険でも、1,400億減らしてますけど、ここでも国はまた1,526億円減らすと。そんなふうに減らすことばかり考えているけども、日本の今の高齢化社会に向けて、こんな小手先のことばかりやってたって、財政というのは建て直すことはできないというふうに私は思っております。

ですから、町のほうも、そら国民健康保険なんですよ、国民皆保険の、日本にある国民健康保険なんです。当然、国が責任を持ってきちっとした制度をつくっていく。その財政負担についても、国が、ある程度、この国民健康保険については責任を持つという立場でやっていただかんと、地方税法改正になったから、もうすぐその地方税をあてにしてまでね、もう制度の開始前にもう2%減らしますよというようなこと、ああそうですかって私ら黙って聞いているわけにはいかんというふうに思っております。

で、自治体独自の取り組みというのが今後このことによってどうなっていくのか。斑鳩町らしいよさが、この単一化になってどうなっていくのか。ただ今、私自身も仕入れている情報によりますと、保険料設定の権限というものは自治体に残されますよ。で、自治体に残されますから、一般会計から法定外の繰り入れによる保険料の軽減というのは可能ですと。でも可能やいうたかって、各市町村の一般財源みたいな限りありますからね。これ、保険料の設定次第によっては、どんなことになるんだろうかというふうに、私は心配しております。

介護納付金分が斑鳩町では年々累積されて、介護保険が始まってから、それ何とかしなさいよということで私はお願いをしてきて、今では、斑鳩町は一般会計から介護分につきまして、国保へ繰り入れしてくれはるようになりました。それは本当にありがたいですし、それは本当にこちらの提案を受け入れていただいたことはうれしく思ってますし、評価しており

ます。でも、今後こういうことが、この単一化になっていったら、斑鳩町らしい取り組みというのがどうなっていくのか、これについて心配をしております。ですから、これらも含めまして、今後、まだ事務者レベルでの詰めた話がどんどん行われていくかと思えます。またね、節目、節目には、委員会のほうへぜひとも報告をして資料なども提出をしていただきたいと思います。で、私はまだ先やとは思っておりません。そういう心配をしながら、平成27年度までにいろんな問題点があれば、どんどん声を上げていこうというふうなスタンスでいますので、斑鳩町としても、その問題点の提起は県のほうへどんどん上げていただきたいと思いますということをお願いしておきます。

それでは、引き続きまして、3点目の一般質問をさせていただきます。

3番目に書かせていただきましたのは、今年度から実施されます中学校の新指導要領についてです。私は、あまりこの内容については賛成ではなかったんですが、でも決まったものは仕方がございません。中学校の体育に武道が必修となりました。これにつきまして、町はどんなふうな対応をされているのか、お尋ねをしておきたいというふうに思います。

○議長（嶋田善行君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 平成24年度からの中学校における武道の必修化に伴いましてのご質問でございますが、町内でございます、2校の、まず斑鳩中学校におきましては、男子が相撲、女子は剣道を選択することとしております。斑鳩南中学校におきましては、男女ともに相撲に取り組む予定としております。この剣道、相撲に取り組むことによりまして、基本的動作を身につけ、武道を通して他人を思いやる心や感謝の心、そして心と体を磨き礼儀作法や人間として生きるべき道を求めるなど、日本の伝統的な規範意識が身につくようになるようになればというふうに期待をしております。

実施するに当たりまして、指導者の問題もございますが、剣道につきましては、斑鳩中学校の部活動におきまして既に指導している教員がおるわけでございますが、相撲につきましては、競技経験のある教員はおりません。しかしながら、体育教員が研修会等に積極的に参加することによりまして、指導力を向上させることで実施ができるのではないかと考えております。ちなみに、平成23年度2回ほど研修会が実施されたところでございまして、担当教諭が研修を受けているということでございます。

しかしながら、安全面におきまして、柔道ほどではないにしても、対人競技であることから、基本動作、あるいは基本技の反復練習などを重点的に指導することにより、けがや事故などの防止に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（嶋田善行君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） 今お聞きしたら、剣道もあると。あと相撲が多いということなんですが、剣道なんかでしたら道具が要ると思うんですね。相撲にしても、どんなやり方はるのやろかというふうに思うんですけれども、そういう道具や設備というのは、どんなふうになっているのかということをもっとお尋ねしたいと思います。

○議長（嶋田善行君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 斑鳩中学校につきましては、先ほど申しましたように、男子が相撲、女子が剣道ということでございます。斑鳩中学校の剣道のための竹刀につきましては購入しておりまして、相撲の場合の土俵マット等につきましても購入を済ましているところでございます。そして、平成23年度から試行的に一部実施をしているところでございます。

南中学校でございますけれども、若干、その武道の種目を絞り込むのに時間を要しましたことから、まだ特に運動用具の予算要求もない状況でございます。平成24年度の予算要求、各学校の予算要求につきまして、事務局でヒアリングを行うわけでございますけれども、その際に必要ではないのかということを確認をしたところでございますけれども、現在のところ特に必要ない。相撲マットにつきましても、既存のマットで十分対応できるということでございますので、現在のところ購入はしてない状況でございます。

○議長（嶋田善行君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） 既存のマットでいけるということなんですけれども、でも同じようにこれ体育の授業の必修ですし、斑鳩中学、南中学、斑鳩町に2校ありまして、学校の特色というのはあっていいと思うんですけれども、やっぱり同じように相撲するんやったら、同じようなものを使ってやるというのが普通なんじゃないかなと。片一方はそれを使わへん、片一方は使うというよりも、土俵マットというものがあるのやったら、ちゃんとそういう設備をすべきではないかなというふうに私は今の教育長の答弁を聞いて思いました。

それと、斑中では女子が剣道をやると。女の子が剣道をやることもやぶさかではございませんが、もちろん剣道部もありますので、女の子も頑張っておられますけれども、ただし、たくさんの人数を一度に教える。竹刀は購入したということですが、竹刀1本だけで剣道をどこまで教えられるのかということは非常に疑問です。やっぱり本当に相手に対して竹刀を振り下ろせない。何もつけてなかったら振り下ろせない。そういう振り下ろせない中でどんな授業を進めていくんやろ。私自身は、この問題についてはちょっと心配をしております。で、指導のほうも触れていただきましたけれども、教員免許をとるのに、教員免許をとるための授業を受けている4年間の中に、剣道やら相撲というのはありません。授業もほとんど学生は、そういう授業を受けずに、自分の特定のクラブあります、体育の教師の場合は

ね。そういうクラブをやりながら、ある程度の種目の授業は受けますけれども、剣道とか、相撲とか、もともと体育の教師になるための授業の中にもなかったものなんですよ。

こういうものを、今度子どもに教えようと思ったら、そんな数回の研修ぐらいで、相撲の型とかいろいろ教えられるのかなど。それでそういうちゃんとしたマットを使わずに、普通のマットを代替にして、男子も女子も南中でしたらするということですので、こういう点ではもう少し十分な検討をしてもらったほうがいいのかなどということ、ちょっと不安に私自身は思っております。まあ状況を見ながら、改善すべきところが早急に、24年度から新たになることですので、状況を見ながら、教育委員会としては改善すべき点があるのなら、速やかに改善点などを見ながらやっていっていただきたいなと思います。で、指導者のほうも、研修は受けていただけてますが、先ほど言うたような状況です。免許を持ってはる人でも、経験のないようなことを、先生方にさせていただくということ大変ですので、これらの点についても、教育委員会、今後、ちょっと動向をきちっと見て、対応策は常に対応が必要なときに講じていただきたいということをお願いしておきます。

それでは、それは、私も今後見ていきたいというふうに思います。

4点目に書かせていただきました、子育て世代の今後の可処分所得についてということ、あげさせていただいております。

これにつきましては、私、ニッセイ基礎研究所という所の経済調査レポート、これ実は昨年12月に出されたものなんですけれども、勤労者世帯を見ますと、現政権の民主党が2011年から13年にかけて実施または実施予定とされているものを含めましたら、子ども手当が減額されて、年少扶養控除が住民税のほうも廃止となって増税となってきます。そして年金の掛金であったり、健康保険料の掛金であったりが、掛け率が増加してます。で、企業によっては厳しい所があって、公務員もそうですね、公務員もどんどん減額されておられます。私たちもそうですけど。でも企業とか、中小企業とかに働いておられる方も、もうよっぽどもうかっている会社以外やったらもうどんどんどん減らされて、もう景気余計低迷しそうやと思ってるんですけどね。こんな中であって、この3年間にこういう子育て世帯の可処分所得、自由になるお金、働いてもらったお給料が自由に使えるお金、一体どうなるんだろうということ、レポートされておりました。

で、この今、民主党がやろうとしている2013年までを含めまして、2014年と去年ですね、2011年を比較した場合、夫と専業主婦、そして4歳と1歳の子どもさんがある場合、この比較をしましたら、年収が300万円のご家庭では9万9,000円減ります。年収が600万円の方でも12万円減りますよとなっているんです。で、夫と専業主婦と、

13歳と10歳。これ子ども手当の関係もありますので、年齢はね、こういうモデル世帯がこの期間にどれだけ減りますか。年収300万円ですよ、15万8,000円も減る。大きいですね。年収600万円の方でも17万8,000円減りますと。こういうふうに大きな後退をしていくというような状況なんです。そもそも、給付と納税とのバランスということで、民主党さんやらはって、子ども手当最初2万6,000円とおっしゃってましたけど、もう全然そうじゃないまま、税金の方の控除についてはもうとっぱらっていったということで、結局、子育て世帯の方たちが大変な状況になっている。

で、斑鳩町は、この間どうしてきたか。斑鳩町では、子育て支援に特に力を入れて、若い世代の方たちに住んでいただこう。人口はだんだん減りますよ、高齢化率が上がりますよ。それにちょっとでも歯どめをかけようと思って、斑鳩町は子育て支援も一生懸命しながら、今では年々子どもさんふえているんですよ。斑鳩町でやっている子育て支援、私はとても高く近隣市町村、県下市町村からも評価されていると喜んでいるんですが、片一方では、国の政治の中でこんなことになっている。私は、何で子育て支援してほしいと言ったかという、もう子ども産みたくありませんとか、結婚したくありませんと言われる方に、無理やりやっていただくわけにはいかない。けれども、子ども1人おるねんけど、経済的な理由から2人目どうしようかとか、2人おるけど3人目どうしようかというふうに考えておられるご夫婦があれば、そういう方の後ろから押してあげて、もう1人産んでくださいよ、子どもをみんなで育てましょと、産んでくださいよというふうに、私は後ろから背中を押してあげられるようないろんな制度があつてこそ、2人よりは3人、3人よりは4人と産んでいただける。そうすれば子どもがふえる。高齢化率はちょっとでも抑えられる。こういうふうに思ってこれまでいろんなことを言いながら頑張ってきました。けれども、今の動向でこんなふうになってきている中で、じゃせっかく斑鳩町こんなふうになってきているのに、今後、どうしていくんやろ。町としてもこのことについてどんなふうを考えているんやろということが、今、私は、これから新年度の予算もまた審査をしていく中、そしてまた議員として、これからの議員の任期の間、やはり斑鳩町の皆さん方にも責任ある立場で、町といろんなことを議論していかなければならないというふうに思っておりますので、この辺の町のご認識についてお尋ねをしておきたいというふうに思っております。

○議長（嶋田善行君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾 善亮君） ただいまおっしゃいましたように、この税制改革によります年少扶養控除等の廃止でございますとか、社会保険料の負担の増に加えまして、昨年10月からは子ども手当が減額されるということなどで、この子育て世帯の生活にかかります経済

的な負担は大きくなってきているのではないかとこのように考えております。この中で、本議会にも条例の一部改正案の上程をさしていただいておりますけれども、所得税や住民税の税額と連動しております保育料の関係につきまして、平成24年度からこれらの控除があるものとして再計算をさしていただいた税額によって決定したいというふうに考えておるところでございます。また、質問者もおっしゃっていただきましたが、当町におきましては、中学生までの子どもの医療費の無料化、あるいは小児用肺炎球菌ワクチンや、ヒブワクチン、あるいは子宮頸がんワクチンの接種費用の助成、あるいは妊婦一般健康診査の15回の公費負担の実施、また幼児2人同乗用自転車の購入費用の助成でありますとか、保育料を国の基準の85%に軽減させていただくなど、子育て世帯に対しまして、各種子育て支援策に力を入れてまいりまして充実をさせてまいったところでございます。

加えて、平成24年度からは、生後6週以上24週までの乳児に対しますロタウイルスワクチン接種費用の助成でありますとか、不妊・不育治療費の助成も実施することとしておりまして、子育て世帯への支援を一層充実させ、安心して子どもを産み育てられるまちづくりに努めてまいりたいというふうに考えております。今後も、税制の改正でありますとか、子ども手当等の動向を見据えながら、財政が許す限りにおきまして、子育て世代に対する子育て支援策を積極的に実施してまいりたいというふうに考えております。

○議長（嶋田善行君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） 私たちは子どもさんがどんどんふえてほしい。この斑鳩町で子育てをしていただける世帯がふえてほしいという願いをもって今までも活動してきました。でも、今すべての町民の皆さんはもとより、とりわけ低賃金と不安定雇用の下で、子育て世代の方たちが負担に苦しむというような状況になっているこの暮らしの深刻化、これらについて町のほうもご認識をお持ちいただきまして、さらなる子どもがふえていくような施策を考えながら進めていっていただきたい。私たちも、その都度都度、勉強しながら、いろいろ提案をしていきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願ひしたいということで、私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（嶋田善行君） 以上で、13番、里川議員の一般質問は終わりました。

これをもって、予定しておりました一般質問はすべて終了いたしました。

明8日は、午前9時から予算決算常任委員会の開催が予定されておりますので、関係委員には定刻にご参集をお願いいたします。

本日は、これをもって散会いたします。どうもご苦勞さまでございました。

（午前11時37分 散会）